

調達管理番号・案件名
26a00617_スリランカ国災害医療管理体制強化にかかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式ーランプサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2026/8/31

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	第2章 特記仕様書 第1条 調査の背景・経緯	「2026年3月にJDR医療チーム登録医師およびJICA本部JDR事務局によるオンラインセミナーを実施し」とありますが、その際の資料或いは概要を共有いただくことは可能でしょうか。	セミナーの概要ですが、日本の緊急援助の法的枠組み、発災からチーム派遣までの意思決定の流れ、JDR医療チームの体制・資器材・研修・訓練、WHOによる国際認証の流れ、スリランカ派遣時の活動概要、日本国内での災害対応の事例を説明し意見交換を行いました。
2	10	JICA 本部 JDR 事務局によるオンラインセミナー概要	2026年3月に実施されたJDR医療チーム登録医師およびJICA本部JDR事務局によるオンラインセミナーの参加者の概要について、可能であればご教示いただきたい。	JDR事務局員および医療チーム登録者が講師となり、保健省職員および各地域病院の病院長クラスに対してセミナーを実施しました。
3	10	Steering Committeeの進捗状況	保健省主導でSterring Committeeが設立され、災害発生時の実働チームに関するコンセプト設計に着手しているとのことであるが、現在までの進捗状況についてご教示いただきたい。	現時点では、7月時点から大きな進展はないとの理解です。
4	12	(3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	リソースパーソンの渡航費用、報酬、日当・宿泊費等各種費用は、どのように計上すればよいでしょうか。計上金額、本見積・別見積への記載等、ご教示いただけますと幸いです。	リソースパーソンはJICAが直接派遣しますので、渡航費用、報酬、日当・宿泊費等各種費用は計上不要です。
5	12	第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	現地セミナーの参加者について、日当・宿泊費・交通費が発生する地方からの参加者も招待することを想定されていますでしょうか。	現地セミナー参加者の日当・宿泊費・交通費は支給しないことを想定しています。

6	12	(3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	現地セミナーにおける、現地の政府関係者や医療関係者等への移動費や日当・宿泊費等の支払いは発生しますか。発生する場合、どのように計上すればよいでしょうか。	現地セミナー参加者の日当・宿泊費・交通費は支給しないことを想定しています。
7	12	現地渡航者数・関連経費	現地渡航するリソースパーソン(JDR医師、JDR・DMAT事務局等)は何名程度を想定しておりますでしょうか。現地渡航においてはリソースパーソンの旅費・宿泊費も予算見積に含めるという理解であっておりますでしょうか。	リソースパーソンの渡航人数等の詳細は未確定です。上記の通り、予算見積もりへの計上は不要です。
8	12	現地渡航関連経費の範囲	第4条(3)の現地協議・セミナー(約40名/回、1日/回、計2回)について、①会場借上費、②参加者(スリランカ側関係者 約40名)の交通費・昼食代・日当等、③配布資料の印刷・製本費、を受注者の積算対象(一般業務費)に含める理解でよいか。スリランカ側または発注者が負担する経費があれば、その範囲をご教示願いたい。	左記の①③は積算対象としてください。②に関して、上記の通り現地セミナー参加者の日当・宿泊費・交通費は支給しないことを想定しております。なお、①には会場での昼食・リフレッシュメントが含まれる想定です。
9	13	第4条(3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	現地協議・セミナー開催時のリソースパーソンについて、11月と2月の実施回、それぞれについてリソースパーソンは何名ずつが渡航することを想定されておりますでしょうか。	リソースパーソンの渡航人数等の詳細は未確定です。
10	13	第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	現地セミナーに参加するスリランカ関係者側の日当・宿泊費・交通費が発生する場合、左記の費用は、入札書に計上不要と理解してよろしいでしょうか。	現地セミナー参加者の日当・宿泊費・交通費は支給しないことを想定しており、計上不要です。

11	13	第4条(3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	「リソースパーソンへの派遣手続き(航空券・査証および宿泊先の手配、日当・宿泊料の支払い等)は発注者が主体となつて行う。」とありますが、リソースパーソンへの渡航に関する費用は入札価格には含めなくて良いという理解で正しいでしょうか。もし含める必要がある場合、日当・宿泊料の単価をご教示いただけますと幸いです。	リソースパーソンはJICAが直接派遣しますので、渡航費用、報酬、日当・宿泊費等各種費用は計上不要です。
12	13	第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	「セミナーについては、対面実施を前提として約40名/回」と記載されていますが、調査団および日本側リソースパーソンを含め全部で40名と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	13	第4条(3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	リソースパーソンに対する謝金は入札価格に含める必要がありますでしょうか。もし含める場合、単価をご教示いただけますと幸いです。	リソースパーソンはJICAが直接派遣しますので、渡航費用、報酬、日当・宿泊費等各種費用は計上不要です。
14	13	第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	「協議・セミナー」とありますが、2回とも対面で参加者40人を想定しているとの理解でしょうか。	ご理解の通りです。
15	13	第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	「特殊傭人の傭上を認める」とありますが、工数(人日)の想定があればご教示ください。	20人日程度を想定しております。

16	13	第4条(3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	特殊傭人の傭上につきまして、文中に記載の「現地セミナーの実施支援(調整、準備、各種手配等)」に加え、調査業務の側面支援(関係者との調整、情報・データ収集等)を目的とした傭上も想定されていますでしょうか。	特段の想定はしていませんが、調査団員のみでの対応が難しい場合等に調査業務の側面支援を行っていただくことは問題ありません。
17	13	第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (3)スリランカ現地での協議・セミナー(計2回)、および本邦招へい(1回)の実施	「本邦招へいの日程案としては、JDR医療チーム導入研修にオブザーバー参加する場合と、同研修には参加しない場合の2案を提案すること。」とありますが、どちらの案を採用するかについて、いつ頃、どのような手続き(日本側の事情で決めるのか、スリランカ側の意向を確認するのか、等)で決定することを想定していますか。	10月中を目途に、日本側の関係者と相談のうえで決めることを想定しております。
18	15	第5条 報告書等 (1)調査報告書	2027年2月8日の週に第2回渡航およびセミナーの実施が予定されています。一方、ドラフト・ファイナル・レポートの提出時期が「2027年2月上旬」となっており、渡航時期とほぼ重複すると思われますが、この提出時期のままでよろしいでしょうか。ファイナルレポートにはドラフト段階であっても全ての調査・分析結果を掲載すると思われることから、提出時期について確認させていただきたく存じます。	ドラフト・ファイナル・レポートの提出時期は記載の通り「2027年2月上旬」を想定しています。ただし、全ての調査・分析結果の記載が期限までに難しい場合は、JICAと相談することとします。
19	19	第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書作成に係る要件 (2) 業務量の目途	6.79人月というのは、本邦招へいに関する業務も含めた全体人月という理解でよろしいでしょうか。プレ公示では8人月となっていたため、念のため確認させていただきたく存じます。	ご理解の通り、6.79人月というのは、本邦招へいに関する業務も含めた全体人月です。
20	20	第3章1, (4)配布資料	提案にあたっての参考資料として、モルドバ国災害医療管理体制強化にかかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式 ランプサム型)) 業務完了報告書(2026年2月)の別添資料を共有していただくことは可能でしょうか。	追加配布しますので、スリランカ事務所に請求してください。 請求先:sl_oso_rep@jica.go.jp
21	20	1. 技術提案書作成に係る要件(5)対象国の便宜供与	協議やセミナーは英語での実施を想定しており、JICA側からの通訳の配置は無いとのことですが、リソースパースンの選考にあたり英語力も考慮する必要があるということでしょうか。リソースパースンの英語力によっては日英の通訳を配置する必要があると考えていますが、その場合に通訳の費用を入札金額に含めるべきか、ご教示いただけますと幸いです。	リソースパースンの選定にあたっては英語力も考慮することを想定しておりますが、通訳の費用については計上不要です。

22	21	(1)コンサルタント等の法人としての経験、能力1)類似業務の経験	「類似業務：開発途上国の保健医療分野におけるコンサルティング業務(特に、災害医療に係る業務が望ましい)」とありますが、日本国内での災害医療に係る業務や、開発途上国・日本国内における災害対応(災害医療に限定しない)に係る業務は、類似業務には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	開発途上国における災害医療に係る業務が最も望ましいですが、日本国内での災害医療に係る業務や、開発途上国・日本国内における災害対応(災害医療に限定しない)に係る業務も類似業務として勘案します。
23	21	現地渡航関連施設・機材の手配	便宜供与一覧では執務スペース・事務機器・Wi-Fi等が「無」であるが、現地セミナー会場および必要機材(プロジェクター等)はすべて受注者が手配・計上する理解でよいか。	ご理解の通りです。
24	22	(3)定額計上について	本邦研修・招へいにかかる経費は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に基づき、本邦招へいの打合簿に基づいた金額が請求金額になり、精算額を確定する手続きは不要と認識しています。 一方で、企画競争説明書では、「証拠書類に基づいて実費精算します」と記載されていますが、証拠書類の提出は必要でしょうか。	定額計上をいただく経費については、原則として契約後に業務内容及び金額を確定し、契約終了後に証拠書類に基づいて実費精算を行います。しかし、技術研修や招へいについては、別途、ランプサム契約を締結します。同契約に基づき、別途、打合簿により合意した額を請求いただけます。そのため、請求時に証拠書類の提出は不要です。

以上